別表１

１　日常生活支援			
	（１）　家事及び介護等支援費用の助成、一時保育費用又は配食サービス費用の助成の場合		
		ア　被害者、家族	
			(ア)　申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類 (イ)　重傷病を受けた被害者にあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書 (ウ)　家族の申請にあっては、申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (エ)　家族の申請にあっては、申請者が被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (オ)　その他市長が必要と認める書類
		イ　遺族	
			(ア)　申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類 (イ)　犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (ウ)　申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (エ)　申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (オ)　その他市長が必要と認める書類
	（２）　住居等に関する費用の助成の場合		
		ア　第８条第１項第１号に該当する遺族が申請するとき	
			(ア)　犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であり、申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明することができる書類

			(イ)　犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (ウ)　申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (エ)　申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (オ)　その他市長が必要と認める書類
		イ　第９条第１項第２号又は第３号に該当する被害者が申請するとき	
			(ア)　犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類 (イ)　重傷病を受けた被害者にあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書 (ウ)　その他市長が必要と認める書類
		ウ　第８条第１項第４号に該当する被害者が申請するとき	
			(ア)　申請者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類 (イ)　罹災証明書 (ウ)　その他市長が必要と認める書類
2　見舞金の申請			
	（1）　遺族見舞金		
			ア　犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類 イ　犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 ウ　申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 エ　申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認め

		ることができる書類 オ　その他市長が必要と認める書類
	（2）　重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金	
		ア　犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類 イ　重傷病を受けた被害者にあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書 ウ　その他市長が必要と認める書類
3　専門相談の申請		
		ア　申請者が助成の申請を行う時点において市民又は在学、在勤であることを証明することができる書類 イ　その他市長が必要と認める書類
4　緊急避難場所の提供の利用申請		
		ア　申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類 イ　その他市長が必要と認める書類